

委員 長 報 告 書

さる 3 月 5 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 42 号 橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第 49 号 市道路線の認定について

議案第 50 号 市道路線の変更について

を審査するため、3 月 12 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 42 号は、飲料水供給施設の使用料金を、消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)を含んだ内税表示とするもの、並びに現行の開閉栓手数料では、業務コストを賄えないことから当該施設にかかる各種手数料について、水道事業給水条例の手数料規定を準用するものである。なお、今回の改正による開閉栓手数料以外の手数料には額の変更はない。

委員から、改正後における料金の算出根拠について ただしがあり、現行の基本料金、超過料金にそれぞれ税率を乗じ、1 円未満の端数を切り捨てた上で、基本料金については、その後 10 円未満の端数を切り捨てた料金体系であり、また税制上、消費税は、総課税額に税率を乗じた金額が納税額であるが、料金の算出方法については事業者に委ねられていることから本市では、本料金体系としている との答弁がありました。

水道料金にかかる消費税のうち市の負担額と負担に伴う将来の料金値上げへの影響について ただしがあり、当該事業は、一般会計のため免税事業となり、消費税を納付する必要がないため負担にならず、このことから値上げへの影響もないと考えるが、施設の老朽化に伴う更新費用が必要となる際は、値上げは考えられる との答弁がありました。

現行の料金体系となる前には内税表示だったものが、現行の外税表示と

なり、今回、再び内税表示とした理由と今後消費税率が変更した場合の対応について ただしがあり、より分かりやすい料金表示とするため内税表示としており、今後消費税率に変更が生じた場合は、その都度料金改定の必要がある との答弁がありました。

議案第 49 号は、平成 20 年度に小規模土地改良事業により整備された農業用道路及び、広域営農団地農道整備事業により和歌山県が整備し、その後 23 年度に市へ移管された農業用道路並びに、御幸辻地区公園施設等整備事業により整備している道路を、それぞれ菖蒲谷中垣内線、フルーツライン 2 号線、杉村やすらぎ広場線として市道認定するものであり、委員会は現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、フルーツライン 2 号線について県から市への移管後、道路に瑕疵があった場合の対応について ただしがあり、県から道路を引き取る際に協定を締結し、移管前の修繕については県が行い、道路状況を確認した上で市へ移管され、図面等の必要書類も引き継いでいる。移管後に瑕疵があった場合は、県との協議は必要だが、重大な瑕疵でない限り、原則市で対応する との答弁がありました。

議案第 50 号は、市道路線の起点、終点又は名称を変更するもので、矢倉脇平線については、交差する伊関線が平成 27 年に市道認定されたことに伴い終点位置を、彦谷北宿線及び南宿線については、旧丹生川ダム建設が中止されたことにより、建設予定地であった当地区の地域整備が 17 年度から 29 年度にかけて実施されたことに伴い彦谷北宿線の終点位置と南宿線の起点位置を、御幸が丘 5 号線については、19 年の地籍調査の結果に基づき起点位置をそれぞれ変更するものと、清水西畑幹線の延伸道路として、広域営農団地農道整備事業により県が整備した農業用道路が市へ移管され清水西畑線につながったことに伴い、当該路線の終点位置を変更するとともに路線名称をフルーツライン 1 号線に変更するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。